

第四百十五回
国会

参議院国土・環境委員会会議録第二十三号

平成十一年七月二十二日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

七月七日

岸 宏一君

補欠選任

谷林 正昭君

佐藤 雄平君

七月八日

上杉 光弘君

田村 公平君

七月二十二日

上野 公成君

森山 裕君

出席者は左のとおり。

委員長

松谷 蒼一郎君

理事

市川 一朗君

太田 豊秋君

小川 勝也君

福本 潤一君

緒方 靖夫君

委員

坂野 重信君

田村 公平君

長谷川 道郎君

森山 裕君

山下 善彦君

脇 雅史君

岡崎 トミ子君

北澤 俊美君

佐藤 雄平君

弘友 和夫君

岩佐 恵美君

衆議院議員

衆議院建設委員
長

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

大淵 綱子君

泉 信也君

奥村 展三君

平田 米男君

佐田 玄一郎君

青木 宏之君

小杉 隆君

関谷 勝嗣君

竹島 一彦君

中名生 隆君

小林 勇造君

福田 進君

藤井 秀人君

小野 昭雄君

林 桂一君

香山 充弘君

八島 秀雄君

衆議院議員

衆議院建設委員
長

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

大淵 綱子君

泉 信也君

奥村 展三君

平田 米男君

佐田 玄一郎君

青木 宏之君

小杉 隆君

関谷 勝嗣君

竹島 一彦君

中名生 隆君

小林 勇造君

福田 進君

藤井 秀人君

小野 昭雄君

林 桂一君

香山 充弘君

八島 秀雄君

衆議院議員

衆議院建設委員
長

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

衆議院建設委員
長代理

大淵 綱子君

泉 信也君

奥村 展三君

平田 米男君

佐田 玄一郎君

青木 宏之君

小杉 隆君

関谷 勝嗣君

竹島 一彦君

中名生 隆君

小林 勇造君

福田 進君

藤井 秀人君

小野 昭雄君

林 桂一君

香山 充弘君

八島 秀雄君

大淵 綱子君

泉 信也君

奥村 展三君

平田 米男君

佐田 玄一郎君

青木 宏之君

小杉 隆君

関谷 勝嗣君

竹島 一彦君

中名生 隆君

小林 勇造君

福田 進君

藤井 秀人君

小野 昭雄君

林 桂一君

香山 充弘君

八島 秀雄君

有財産または公有財産の無償使用等、国による無利子貸し付け等を行うこととしております。

第四に、民間資金等活用事業の実施を促進するため、規制緩和の推進、国、地方公共団体及び民間事業者の相互協力、担保不動産の活用等を行うこととしております。

第五に、民間資金等活用事業の促進及び総合調整を図るため、学識経験者から成る民間資金等活用事業推進委員会を総理府に置くこととしております。

その他、これらに関連いたしました関係規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松谷重一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也でございます。

まず最初に質問させていただきますが、まずは委員長初め衆議院の提出者の皆様、本当にお疲れさまでございました。そして、きょうは御足労、本当にありがとうございます。

私も、このPFIというところに数年前から関心を持ちまして議論が深まるのを見守っております。日本が二十世紀を指すに当たって取り入れたらいいなという部分もあるんですけど、日本型の風土になじむのか、あるいは後で質問の中で述べさせていただきますけれども、PFIを日本社会に取り入れることによってさまざまな懸念もあわせて議論されておりました。そんな中で、衆議院の民主党の私たちの仲間も議論に加えていただき、

その大部分の懸念を取り除いた形で今回提出いただいた、そんなふうな理解をしております。

実は、前々からも議論があつて、第四百四十二回国会の際にもPFI法案が出されました。今回の方が非常にすっきりして私たちに与っては評価が高い、いいものになったというふうにとらえております。今回の出された法案と前回提出された法案との違い、ここがこういうふうになったというのがあります。簡潔にお答えをいただきます。

○衆議院議員(平田米男君) まず、一番重要な点は、政府による出資及び政府、地方公共団体による債務保証に関する規定を削除したこととしてございます。これは、第三セクター等の失敗例等を踏まえて各党間で御協議いただきました。この点についての削除というものが重要なものだったと思っております。

あと、修正の内容といたしましては、二条の二項関係でございますが、公共施設等の整備に国民に対するサービスの提供というものが含まれることを明確にしたわけでございまして、これは新たに付け加えたというよりも明確にしたということでございます。

それから、五条の二項関係でございますが、協定等の解釈について疑義が生じた場合の措置、事業破綻時の措置を実施方針の内容に追加したということでございます。協定というものが一番重要でございます。協定の解釈に疑義が生じた場合にどうするのか、またリスクをどう処理していくのかということも重要なところでございまして、その事業破綻時の措置ということが明確に規定されたということでございます。

それから、選定事業者が第三セクターである場合もあり得るわけでございまして、その場合に責任が不明確にならないように特に留意をいたしまして、十条の二項関係でございますが、事業計画画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない」と、こういうふうな明確に規定をしたということでございます。

それから、附則の三条に、入札制度の改善の検討を踏まえた民間事業者の選定のあり方についての検討事項を設けたということでございます。これは、PFIというのは一つの発注方式でございます。今、公共事業につきましては指名競争入札が多いわけでございまして、果たして今の入札制度でいいのかどうか、PFI導入に当たってその点も深く検討すべきであろう、今後検討すべきであろう、こういうことでこのような規定が置かれたということでございます。

以上でございます。

○小川勝也君 具体的にどういうふうなこのPFIが活用されて日本の社会になじんでいくのか、非常に興味深いところであります。

例えば、イギリスを視察してきたという仲間もおりますけれども、やはり特に有名なのはイギリスの刑務所の事例であろうと思っております。そんな中で、日本型といえますか、日本ではどんな形で使われていくのだろうか。これはいろいろ考えてみたわけでございけれども、例えばこの二条にもたくさん項目が並んでおります。今、景気が底を打ったとか、あるいはまだ底を抜けていないんじゃないか、そんないろいろな議論もあります。

もしこの法案がうまくいきますと、きょうの委員会を通りまして、あした参議院本会議で通つて、その後PFI法が我が国に存在することになる。どの分野からこのPFI方式が使われていくのか、これは感想で構いませんので、どんな分野からPFIが始まっていくのか、お答えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○衆議院議員(小杉隆君) この法案の準備を始めましたのが一昨年の秋からでございますが、それ以来、各自自治体あるいは政府部内におきましても一番わかりやすいPFI事業というものの玉を出してくれ、こういう依頼をしましりました。初めての手法でありますのでなかなか手を挙げる向きが少ないんですが、最近に至りましてやや具体化しつつありますのが廃棄物処理に伴う充電事業

あるいは浄水場の充電事業というふうなもの、あるいは昨今ITSというんでしょうか、道路と通信を組み合わせた実験用の施設とか、そういったようなものが具体的にできております。

いずれにしても、わかりやすい例が続々と出てくることを期待しておりますし、またこの法案が一日も早くき上がるのを待ち望んでいる民間事業者もいっぱいいるということも申し添えておきたいと思っております。

○小川勝也君 今景気の問題にも触れましたけれども、通常の公共事業だけでは社会資本の整備が進まない分野にいい形で使われていくことを望んでおります。

そんな中で、批判といえますが懸念がなかったわけではございません。その一つは、先ほど平田委員長からも若干触れられましたが、今までの第三セクターのようにつくったはいけれども赤字まみれ、あるいは事実上の失敗になることがわかってしまつたなどという過去の例があります。PFIといつても第三セクターと同じでまた赤字まみれになつていくんじゃないか、そんな声に対する御反論をお聞かせいただきたいと思います。

○衆議院議員(平田米男君) 第三セクターについては、御指摘のとおり大変大きな問題がございまして、それを踏まえて各党間で御協議いたしましてまとまつたものとして、先ほど御説明いたしましたように出資をしない、それからまた債務保証をしないということこの法案を作成したわけでございます。

しかし、私自身もPFIも第三セクターもやはり情報公開をきちとやる、それから責任分担を明確にしてやっていくという、そういう基本方針を守つていかないと、PFIだから大丈夫、第三セクターだから危ないというふうには言い切れないというふうに思っております。

したがって、PFIを行う国もしくは地方公共団体の長等は、その点きちとした責任感というものを持った上でこのPFIという手法を利用

用していかなければならないのではないかと
ふうに思います。そういう意味で、客観的な評価
とか、これは八条関係だつたと思いますが、ある
いは情報公開とかこういうものをきつと条文の
中に今入れておるといふ点を御理解いただきた
いというふうに思います。

○小川勝也君 もう一つ、よくわかっていない人
の意見かもしれせんけれども、これは自民党が
新しい利権を生み出すためにつくっている法案
だ、こんな批判もございました。きょうは自民党
の提案者の先生も来ておりますので、その辺にお
答えをいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(佐田玄一郎君) 先生も大変御心配
されておられるようでありまされども、まずそうい
うことは決してございせん。

本法のねらいは、民間の資金、経営能力及び技
術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を
図るための措置を講ずることにより財政資金の効
率的活用を図るものでありまして、効率的かつ効
果的に社会資本を整備することでありまされども、ま
さにこれは要するにバリュー・フォー・マネー、こ
ういうことでありまして、事業の選定または事業
者につきましては、しっかりとガラス張りで行つ
ていきますので、先生の御心配は当たらないもの
かと、かように思っております。

○小川勝也君 私が心配しているわけじやありま
せん。

それで、御苦労いただきました、先ほど申し上げ
ましたように法案がうまくいきますと、参議院
の本会議で成立をすることになります。そ
うしますと、せっかくはぐくみ育ててきた法案
が、実際の運用は政府に今度はゆだねられること
になると思ひます。今回いろいろと聞いてみます
と、審議会は経済企画庁にありました。あるいは
きょうの審議には国土庁長官がお見えでございま
す。あるいは内閣の中で担当は内政審議室だつた
か、そんな話もあります。その辺もきつと心配
な点もあるんですけれども、事実上法案ができま
すと、政府の管理ということ政府の法律になつ

てしまひます。

法律を生み育てた側からして、この法律はこう
いうふうに使つてほしい、そういう気持ちが多分
おありになるかと思ひます。政府に対しての要
望、こういうところはこういうふうな運用してく
れ、そんなお気持ちを聞かせください。

○衆議院議員(小杉隆君) 私は、この法案を当初
提出した責任者として、ぜひ今御懸念のようなこ
とがないように、特に第三セクターの二の舞を踏
まない、そしてPFI本来の目標である効率的な
事業、民間のそういうよきものを導入し、
さらに民間の資金、技術力を駆使する、こういう
利点が損なわれないようにするために、私は政府
にもこの法案のそういう趣旨をぜひ踏まえてや
つていただきたい。特にバリュー・フォー・マ
ネー、一定の金額に対してどれだけの効果を生み
出すかという感覚をぜひ持つていただきたい。

私もまた党の中にPFI調査会というのをつく
つておきまして、私もその責任者ですが、この法
案がたつと成立した後でもこれをフォローしてい
く、監視しチェックしていく、こういうためにそ
の組織を残そうということを決しておりまされ
ども、それぞれの党におきましても、あるいはまた
こういう委員会におきましてもフォローアップを
きちつとやっていただくことによつて、政府が
我々が意図したこの法案というものが十分行わ
れているかどうか、それを責任を持つて見守つてい
きたいと考えています。

○小川勝也君 冒頭申し上げましたように、例え
ばイギリスの例を引きまして、こんなことが日本
でもできたらいいな、大きな活力になるなといふ
ことからこのPFI法案をおつくりになることを
決意されたんだらうと思ひます。

しかしながら、日本の風土に合っているのか、
あるいは現在置かれていような経済、景気の状態
からいふと進んでいくのか、数々の心配があり
ます。そしてまた、いい法律をつくつていただい
てもそれをうまく知つていただき活用していただ
く、あるいは民間の資金ということになります

と、その方がある程度リスクを背負つて投資し
ていただかなければなりません。

その環境づくりに運用、あるいは先ほど質問
の中で申し上げましたように単なる利権をふやし
ただけではないか、あるいは第三セクターと同じ
ように失敗に突き進んでいく事業ではないか、そ
んな批判も出てくる可能性がある大切なものは
難しい運用が望まれていると思ひますが、関谷大
臣、お越しでございまして、政府の代表として
非常に難しい法運用になるかと思ひますけれど
も、その御決意を承りたいと思ひます。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 小川先生が御指摘のよ
うに、このPFIというのはもちろんスタートす
るわけでございまして、民間の方々のPFIとい
うことに対する理解、あるいはまた政府の方から
いいますればそれだけの情報、情報公開はもちろ
ん今後も続けていくわけでございまして。そういう
ようにどのようにな民間の方々に理解をしていただ
いておるかどうか、それからまた今日日本を取り巻
いております財政的な状況、いわゆる景気の動向
等々を考えますと、これはスタートするときには
相当なる努力というものをやらなければならな
いという危険性が皆無であるとは私も
思つておりません。

このPFIで一番私は何といひましてでも効率
性、それと透明性というものが大きく前進するの
ではないかなというふうな期待をいたしておるわ
けでございまして、ぜひそういうようなことで官
民がお互い十分に話し合つて理解し合つてこれ
を進めていくということがなければならなと思ひ
ます。そういうことを考えますと、すべて物事は
第一歩が重要でございまして、このPFIとい
うのはなおのこと第一歩が一番難しいんじゃない
かなと思ひますので、最初がうまくいけば
これは非常にうまく進んでいくことができる
と思ひます。

ですから、さつぱらに申し上げまして、こ
れは国が担保するわけではございせんから第三
セクター的な失敗は起こらぬと思ひますけれど

も、そういうようなこともやはりしつかりと、小
杉先生が今おつしやられましたように、今後とも
いろいろな立場の方がそれを温かくあるいはまた
厳しく監視していくことをやつていただい
ければならないのではないかと思ひます。

私は思つたことを言うもので、よくしかられる
のでございまして、民間の人が入つてくるという
のは相当メリットがなかったら入つてなんかこ
ないんです。そうしたら、今の不景気の状態のも
とでさつと我々が期待するような流れが出るかど
うかという、正直なところ私は大変だと思つて
おります。しかし、大変だからやらないというわ
けではないわけでございまして、こういうものが
あるということをもつと法律できちつとしておけ
ば、またそれが自然に求められる好景気のいい時
代もやがて来るでしょうから、そのときにこれが
大きく稼働していくのではないかと。ですから、そ
ういう受け皿を今からつくつておくということ
ではないか、そんなことを思つておるわけでござ
います。

○小川勝也君 御提案をいただいた方々に改めて
敬意を表させていただきますが、今、大臣か
らしつかりとした御認識をいただきました。

PFIが成立することが必ずしもバラ色である
とは私も考えておりません。党内でもさまざまな
議論がありまされども、冒頭述べましたような懸念を
本心に前向きに押し出す人。そんなときでも、日
本の二十一世紀を考えたときに必ずこのPFIの
考え方は日本社会をプラスに導く何かがある、こ
う私も信じております。

しつかりと御運用いただき、また答弁の中で情
報公開という言葉が何度か出てきました。これは
我が党の岡崎トミ子委員の専売特許かと思つてい
たんですけれども、PFIをおつくりいただいた
中にもしつかりとその概念が盛り込まれてい
ることを改めてうれしく思ひました。この参議
院国土・環境委員会でもしつかりと監視をし、フ
ォローして、間違ひのない形で、そして多くを望

むかどうかは別として、二十一世紀の日本社会に必ずこのPFIが光の部分を残し出すように御努力いただきたいと思ひます。

質問を終わります。(拍手)

○福本潤一君 公明党の福本潤一でございます。

今、小川委員の方からありましたように、一昨年の秋から始められた法案がいよいよ参議院で審議させていただく段階になった。私も一昨年からPFIの勉強をさせていただいて、そのときの法案をさらにレベルアップしていただいた中身を先ほどの小川委員の質問に対する返答として伺いさせていただきました。

最初に平田委員長に、イギリス型と若干違う面があり、またそれをさらにレベルアップして今回新しく法案として再整備して出していたのだという点ですが、この法案が通ることによってPFI制度の導入の効果、具体的にこういうところにあらわれるぞというところを絞ってお話ししていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○衆議院議員(平田米男君) PFI導入の効果というのを挙げますと、たくさんあるのではないかと、いろいろに思ふのでございます。

まず一つは、今回、地方分権法で中央から地方へという流れができ上がったわけでございますが、もう一つ官から民へという流れがこれで強く推し進められるのではないかと、私には思ひます。これは小さな政府で大きなサービスというふうに言っているのではないかと、私には思ひます。小さな政府で国民に対して大きな公的サービスを提供していく、この中でPFIというのが一つのツールとして使われていくのではないかと、私には思ひます。また、官側の意識としても、何でも官がやるというのではなくて、民にできるだけやっていただくことはやっていただくという官側の意識変革という意味でも大きな意味があるのではないかと、私には思ひます。それから、八条に客観的評価の規定があるわけ

でございますが、PFIというのは先ほど大臣もおっしゃいましたが、民間がやるわけですからコストプラス利潤がなければいけないわけですね。パブリック・フォー・マネーですから、官がやるコストよりも民がやるコストプラス利潤がさらに下回らなければいけない、これがPFIの原則なわけでございます。したがって、PFIだけではなくて、官がやるその他のサービスについてもコスト意識という問題意識を強く持たなければならなくなるであろうというふうに思っております。

そして、先ほど申し上げましたが、PFIというのは一つの公共事業あるいは公的サービスを獲得するための発注方式なわけでございます。公共事業は今ほとんどが指名競争入札が行われております。会計法の原則は一般競争入札なわけでございますが、原則と例外が逆転をしております。また、コンストラクションマネジメント等がまだまだ発注してなくて、官側がほとんどやっている、こういう現実もあるわけでございます。

そういう現実を見たときに、直ちにマネジメントから建設から維持管理から収益を上げるということまで丸投げ状態で民間に出す、こういう極端なPFIをやることが果たしていいんだろうかという懸念もあるかと思ひますが、ある意味では現状の発注方式の壁を打ち破る、そういう大きな役割がこのPFIにあるのではないかと、私には思ひます。

そして、発注方式の改善がPFIの導入によって行われれば、あるいはまたPFI自身によってコストダウンが行われていけば、財政支出の削減という国民の利益となつて返ってくるのではないかと、それをなし遂げるのが我々政治家、また役所の大きな責任なのではないかと、私には思ひます。

以上でございます。

○福本潤一君 どうもありがとうございます。

今のお話を伺っていると、この法案が通ることによって公共土木事業を含めてかなり望ましい方向へ、またバラ色のようなお話も伺わされていた

できました。官から民へ、国の財政支出を民に転嫁するという形ではない方向で進んでいくだろうと思ひます。

と同時に、今、平田委員長が言われた小さな政府による大きなサービスというお話もありましたけれども、そのサービスの中身がPFI法案が通ることによって問われてくるのではないだろうかというふうなこの法案を見させていただいて感じたところでございます。

二条の二項に「国民に対するサービスの提供を含む」となっております。ある意味では、公共土木事業はさまざまありましたが、建物、交通の事業をやらせて、ハードのものは建てるだけども、これが民間の人にとって非常に使いやすいとか、そういった形の問題も逆に問われてくるのではないだろうかというふうに思ひます。

このサービスの供給主体が民間に移るといことがPFIの中で明らかにされていくだろうというふうな思われるのは、経済企画庁が「PFI推進研究会 中間とりまとめ」というものを出しておりました。私も事前に読ませていただきました。その中には、「会計検査院において、国等における事業実施プロセスの改善に資するため、公共施設等の整備・管理・運営等について経済性、効率性及び有効性の観点から行っている検査を通じて、PFI事業の目的に即して一層の財政資金の効率的利用やサービスの水準の向上が可能ではないかと、この「財政資金の効率的利用やサービスの水準の向上が可能ではないか」という検査を行うこと」を期待する」ということで、会計検査院はさまざまな公共土木事業を検査、チェックしておるわけでございます。

この「財政資金の効率的利用やサービスの水準の向上が可能ではないか」という検査を行うことを期待する」という経済企画庁の報告がありますが、具体的にこの法案が通ることによってサービス水準の向上に資するために検査をするということがある意味では期待されているわけですので、こういう期待されていることに対して会計検査院はどういうような調査、報告含めてレベル

アップしていかれるか、お伺ひしたいと思います。

○説明員(内谷智彦君) 会計検査院といたしましても、イギリスにおきますPFI事業の実施状況あるいはそれに対するイギリス会計検査院の対応状況等につきまして勉強いたしております。この制度が整備されて事業が実施に移されましたら、今先生御指摘の点も踏まえまして、会計検査院としてどのような対応ができるか幅広く検討してまいりたいと考えております。

○福本潤一君 そういう意味では、経済企画庁の中間とりまとめに対しての一つの見解でございますが、具体的に財政需要だけの問題の指摘、またチェックだけにとどまらずに、さらにサービスの向上に具体的に繋がっているのかどうかというところにも視点を置くようにという指摘がございますので、その点の検討、結果報告もお願ひしたいと思ひますが、その点についてもう一度念押しさせていただきますかと思ひます。

○説明員(内谷智彦君) 会計検査院といたしましては、先ほど先生おっしゃいましたようないろんな観点から検査を実施しておりますが、行政サービスの向上という点に関しまして過去に幾つか指摘がございますが、そういった点も念頭に置きながら、検査院としてどのように対応できるか幅広く検討していきたいと考えております。

○福本潤一君 そういう意味では、会計検査院に、今後この事業が具体的に推進されたときに、先ほどバリュー・フォー・マネーということがありましたので、こういうサービスの提供、またレベルアップの向上に対してより一層の本格的な取り組みを期待したいと思ひます。

さらに、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、事業が具体的にいろいろな形で提供されていく、そのときに廃棄物処理事業に対してこういう公共土木事業が適用されるのではないかと、今お話をいたしました。今回、議員立法で同じようにダイオキシン類対策特別措置法がこの国土・環境委員会の一つの大きな成果として衆参通つて成

つて成

案の方向を見たわけでございますが、この廃棄物処理事業に厚生省としてはどういう形で取り組んでいく方向性を考えておられるか、それについて最初に伺いたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) 社会資本の整備あるいは運営等に民間事業者の資金あるいは経営ノウハウ等を活用いたしますいわゆるPFI手法につきましては、廃棄物処理につきましてもそれを効率的に進めていく、あるいは市町村の財政負担を軽減するといったような観点から、こういった手法を推進するということは極めて重要であるというふうに認識いたしております。

厚生省としては、既に市町村がPFI手法を用いて行います一般廃棄物処理施設の整備に對します国庫補助制度を創設したところでございまして、地方自治体に対します情報提供なども充実をいたしまして、市町村が行います廃棄物処理施設の円滑な整備を図ってまいりたいというふうに考えております。また、産業廃棄物処理施設の整備についてでございますが、この手法の活用につきましても引き続き検討を行いつつ、整備事業の効率化に努めてまいりたいと現在のところ考えているところでございます。

なお、具体的な事例といたしましては、既に一般廃棄物処理事業につきましても千葉県あるいは福岡県で事業が取り組まれているという現状にございます。

○福本潤一君 先ほどの産廃処理関係のPFIにかかわる事業の中では具体的に産廃処理、またその焼却による売電の話が出ていましたけれども、今のお話はむしろ一般廃棄物また産廃業者の施設の建設等々に関して具体的に民間資本が入って、例えば一般廃棄物というとはほとんど公共事業でやっておられるところを、民間事業者の経営者が一つの会社をつくって運営していくというような形になったりする事例が出てくるだろうと思っております。

そうしますと、ダイオキシン類対策特別措置法が来年の二〇〇一年一月に施行されて、ある意味

では罰則つきの法案でございましたから、二〇〇一年一月、そこで現実にダイオキシン排出のルールを守っていないかたときは具体的に罰則が適用される。そこに一般廃棄物の関係で言うと、市町村長また組合長だけではなくて民間会社の人たちもかわつてくるという形になると思います。そうしますと、その新会社、具体的につくられた産廃業者また一般廃棄物業者にとっては、この会計検査というのがまた一つの大きな話になってくるだろうと思います。

もう一度会計検査院にお伺いしたいと思いますけれども、こういう民間資本と公共資本両方投入されているというもののに対する検査方式というのは、今後PFIによってサービス向上をするために具体的にどういう方向になるのか。具体例を数値で出すというわけにはいかないでしょうけれども、若干のイメージでも教えていただければと思います。

○説明員(内谷智彦君) 具体的にどのような事業が実施されるかによって異なると思うんですが、無償貸付資金が提供されるかあるいは国有財産が無償で提供されるかいろいろ公的な関与の状況によって検査のやり方も変わりますけれども、基本的には国の資金が入ってあれば検査は行える。ただ、民間が主体で事業を実施する場合には、それなりの配慮をしながら検査院としても検査を実施しているということでございます。

○福本潤一君 そういう意味では、会計検査院の使命はこの法案によってより重くなるのではなからうかと思っておりますので、対策方よろしくお願いしたいと思っております。

と同時に、この法案は情報公開等も必要になってくるわけでございますが、この法案が中央で通った、法律ができたということで地方自治体が具体的に実施するとき、この内容を理解している自治体ばかりではないと思っております。

そこで、地方自治体がこのPFI手法によって社会資本の整備を推進するという意味では、法案が通ると政府から地方公共団体に速やかに情報提

供をしていかなければいけないと思いますが、総理府のその点の御見解、御認識をお伺いしたいと思います。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、PFI事業の推進に当たりましては、国のみならず地方公共団体が大変大きな役割を果たしていただけたものと期待しているわけでありますが、そのために既に政府といたしまして、ことしの三月以降でございますが、地方公共団体の職員などを対象にいたしまして全国十四の都市においてPFIに関するシンポジウムを開催するなど、いわゆる普及啓発活動を一生懸命やっておりますところでございます。

それから、これからのことといたしましては、この法律が成立したならば、なるべく早く私もはいわゆる基本方針の策定作業、それを踏まえて地方自治体も作成することになるであろういわゆる実施方針、これのひな形になるようなものをつくりたいとして、地方自治体の事業の早期推進に資するようにお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。

○福本潤一君 そういう意味では、中央から地方へという話もありましたので、ぜひとも具体的にこの法案に基づいてスムーズな運用が図れるように、地方自治体に対する速やかな情報また伝達もお願いしたいと思っております。

さらに今回の法案の中身で、具体的に小川委員の方からありましたけれども、一つは民間資本がスムーズに導入される形で運用されていくわけでございますけれども、と同時に、民間資本という意味では第三セクターとの違いということで先ほどお話しいただきました。もう一つ、第三セクターの失敗の総括というのを考えた上でこの運用も適切にされなければいけないというふうに私自身は思うわけでございますので、この法案をつくっていただいた方に、自民党の方でもいいですし、小杉さんでもよろしいかと思っておりますけれども、セクター方式の失敗、これをどういうふうにも、この方式では逆に乗り越えて新たな展開がされる

のかということに対する見解を、私でもある意味では素人ですので、PFIを推進された方にお伺いさせていただければと思います。

○衆議院議員(小杉隆君) 今御指摘された点を我々は一番気を使ったところでありまして、過去の第三セクター、うまくいっているものもありますが、かなりの部分失敗しているというその状況にかんがみまして、この第三セクターの軌跡を踏まえて、こういうことをまず基本に置きまして、そこでその反省に立って、まず契約、事業計画、協定、こういう分野で官民の役割分担あるいはリスク分担というものを計画前にきちっとつくるということが必要ではないかということ。

それから、特に、例えば経営者も、今いろいろ具体的に出てきているのを見ますと、従来はともすると地方自治体の長が代表者になるというようなケースが多かったんですが、民間の人をその長に据えるというふうなことも一つ考えられると思いますし、それからバリュー・フォー・マネーといえますかいわゆる費用対効果、この分析も、従来以上に民間がリスクを負うということがかなり出てまいりますので、その辺も厳密に行われていくだろうと思っております。

それと、先ほどから出ております情報公開、透明性を高めるという点、そういったさまざまな努力をPFI法案の中では盛り込んで、法案の中にも入れさせていただいたところであります。

○福本潤一君 そういう意味では、前轍を踏まらず、また内閣内政審議室に投げようと思つていましたけれども、基本方針の内閣総理大臣策定ということも入っておりますので、時間がありませんのでお返事は要りませんけれども、この策定に関する形で策定をお願いしたいということを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。PFI法案は議員立法の形をとっておりますけれども、しかし経過から見ても、また実態を見ても、これは政府肝いりの法案だということを痛

感じました。

政府の経済政策について言えば、九七年十一月の緊急経済対策でも、あるいは昨年四月の総合経済対策でもPFIの推進が提起されておりますし、新しい全総でも国土基盤の整備に当たってPFIの活用が述べられているわけです。政府の進める大型公共事業をPFIで推進する、このことは既に織り込み済みなわけです。また建設省、通産省、経済企画庁もガイドライン、提言等を作成してきたという経過があるわけです。

すると、非常に素直に思うことは、なぜ閣法ではなく議員立法で出されたのか、そのことを痛感いたしますけれども、なぜですか。

○衆議院議員(小杉隆君) これにはいろいろ経緯がありまして、一昨年の段階で大変財政の厳しい中、しかし国民のための社会資本整備を進めていかなきゃいけない。こういう中で、新しい手法としてこういうPFI方式というものを導入すべきではないか、こう考えたわけでありまして。

当時、政府の方はそれほど積極的ではありませんでした。今、政府の各種の経済政策等にもPFIが最初から入っていたように言われましたけれども、それは逆でありまして、我々がこういうPFI法案を企画している、こういう情報に基づいて政府の方はその後の経済計画なり総合計画の中にPFI方式というものを打ち出した、こういうことであります。

このPFI事業というのは対象が広範多岐にわたりますので、政府が各省ばらばらでやるよりはむしろ議員立法にして統一的に法案をつくった方がいいだろう。もちろん、法案ができた後の実施は政府にゆだねるしかありませんけれども、そういう観点から我々が議員立法として提出した、こういうことであります。

○緒方靖夫君 今の御答弁では余り実態に合った、またリアルな説明になっていない、そう思います。

今、自民党と政府の関係について言われました。確かに、自民党としての景気対策が提起され

たという経過がありますけれども、私はPFIの起源は何かなというのを考えてみましたけれども、九六年五月に日建連のビジョン、ここにありますが、これが出された。その中で提起されているわけです。これまでの民活方式についての総括をしながら、収益面においては不明確な点があった、そして今後、大幅規制緩和等により日本型の民活方式の仕組みを構築することが重要である、これがすなわちPFIなわけです。

すると、これはかなり前に、九六年ごろに建設業界あるいは財界が提起した、これが起源になっているわけです。それに乗ったと。したがって、後で中身についても検討いたしますけれども、言ってしまうと、かなり露骨なことをやはり閣法では出しにくい、範囲が広いということもあると思いますけれども、そういうことではないかなと、私は今回いろいろ検討してみてもそのことを痛感いたしました。

そこで、それでは民間活力の活用といったときに、これまで第三セクターと言われてきました。先ほども、第三セクターのかんりの部分は失敗だったというのを発議者自身も認めておられました。確かに、苦衷、むつ小川原、東京の臨海副都心、これが財政状況だけを見ても孫子の代まで借金を積み重ねるという大変な事態に至っており、今なお雪だるま式に借金がふえているという大変な失敗だったわけです。あるいは調査室でまとめたいただいた資料、これを読ませていただきましたけれども、第三セクター方式というのは、定義によってもいろいろあるそうですけれども、大体九千余りもある。その中のかんりの部分がやはり同様に失敗しているという状況があるわけです。要するに破綻状態だと。

PFIと三セクの違い、これについては先ほども話がありました。官民の役割、リスク、責任、その分担に対する考え方が違う。その点で三セクではそれが不明確だった。今回はそれを明確にしたということですね。では、どう明確にしたのかということが非常に私は重要だと思っ

す。

手元に、経済企画庁、平成十一年一月と振ってありますけれども、「PFI推進研究会 中間とりまとめ」、こういう文章があります。この中に非常に注目すべきことが書かれている。それは「官民間の役割・責任・リスク分担と契約によるこれらの明確化」ということで、何を言っているかというと、引用しますが、「民間が負担すべきリスクについては、一方的に民間のリスク負担が大きくなることのないよう」にする、そう述べている。あるいは同じことですが、「民間事業者の収益機会が確保される事業の枠組を構築する」。

要するに、三セクのときには、この日建連ビジョンも書いていたけれども、収益面で非常に不安があった。今度はそれを民間事業者に対してしっかりと保証しますよということではないかと思うんですね。そういうことじゃないんですか。

○衆議院議員(平田米男君) 経企庁は経企庁の考え方、あるいは今先生御指摘の話があるかと思いますが、要するに先ほども私は申し上げましたが、PFIを導入する効果というのは多様なものがあるわけでごさいます。御指摘のような懸念もないわけではない。その懸念をどう乗り越えていくかという知恵を絞っていくのが、我々政治家の仕事でありまた役所の仕事なんだろうというふうに思っております。

そのための手当てといたしまして、出資とか債務保証は認めないということ、それから客観的な評価をしてコスト意識をきちっと持つ、また情報公開をきちっとやりますよということだろうというふうに思います。それからこれは民間の経営能力を利用するわけですから、当然経営トップは民間人でなければならぬわけでありまして。私が見る限り、第三セクターの失敗の一番大きなものは、経営トップに経営能力のない人がなっていたのではないかとこのように思います。それをチェックするための情報公開もなかったということではないかというふうに思います。ですから、過去のものが全部悪かったからPFIもだめ

だというふうには私は言えないのではないかと思います。

そういう意味で、避けなければならない危険をどう回避していくかということで、このPFIというツールをしっかりと使って、先ほど申し上げましたように、小さな政府で大きな公的サービスを国民にいかにか提供していくかというこの努力を我々はやっていきたい、こう思っているわけでございます。

それから、リスク管理の問題につきましては、基本的には官のリスクはこれだけですよというふうにするに決めるべきだろうと思いますが、私自身は、官である以上やはり公的サービスですから、公的サービスでなくなってしまうと困るということ。最後全部官に背負わされてしまうのではないかと、そういう懸念もないわけではありませぬ、それは事業が完全に破綻してしまった場合にどうするかといったときに。

しかし、破綻をしないようにしていくのか。任せ切りではなくて官側がチェックを常に続けていく、こういう姿勢と責任があるだろうと思います。それに対する融資側のプロジェクトファイナンスの責任、また保険システムの新たな導入、こういうものも考えていかなければならないのではないかとこのように思います。

○緒方靖夫君 懸念については否定されなかった。懸念があるということですね。それから、確かに露骨過ぎることを削除した、そういうことはあると思います。私はしかし、これは本法案の第三条の二に書かれているわけですが、民間事業者には収益を確保するということがあるわけです。

それでは、国や地方自治体についてはどうなってしまうのか。そちらの方はリスクを背負っていくことになる。そうすると、いずれにしても税金をいrownな形で使ってそういう大型公共事業を推進していくことになるのではないかと。そのことが非常に大きな問題だと思っ

官側としては、自分みずからがやるよりもPFIでやった方が官が支出するコストというものが少ないということがなければ、PFIの導入には至らないのではないかとこのように思います。これは当然の原則だろうというふうに思います。しかし、いろんな事案も予想してリスク管理をするわけでございますが、そのリスク管理をした上でもなおかつリスクを負担せざるを得ないということにどういうことになるかということは、基本的PFI法では書いてありません。これは、基本的には官が発注するときにその民間事業者との間には契約を結ぶわけです。その契約の中でリスクの負担というものを明確にする、そこが重要になってくるわけでございまして、私自身そういう契約を結ぶノウハウとかあるいはマンパワーというものをこれから養成していかなければならないというふうには思っております。

緒方靖夫君 私がお尋ねしたのは国や地方自治体の負担、これがどうなるのかという問題で、その件についてははっきりしたお答えがなかったと思います。

これは私も調査してみましたけれども、八九年にそういう区画整理事業を行った。しかし、パブルが崩壊してこれが立ち行かない。そうしたことで、結局今駅前が更地になっている。駐車場がある、人の流れもほとんどない、そういうところなわけです。そこに、今度PFIによってその事業を立ち上げようというわけです。

そういうことを考えたときに、結局はこういう
 どうしようもない、そしてだれが考えても採算の
 とれない、見通しのない、そういう事業をPFI
 だからいいだろうということで民間事業者が収益
 でも保証される、あるいはそのリスクが少ない
 ということをうたい文句にして、それをどうかと
 いうことで進めようとする。私はその点に今回の
 非常に大きな問題点がある、そのように痛感する
 わけです。

ということを答えている。PFIで日商岩井中心

先ほど大臣は、第一歩が大事だということを言われましたけれども、そもそもこういうやり方と
いうのはこの法案の規定七条に、少なくとも七条
の業者の選定ということに反しているんじゃない
ですか。

それから、今、事業者の選定の話がございましたが、基本的に公募が原則でございます。しかし、PFIでございますので、これはどういうものをやるのかという立ち上げのところから話が始まるわけでございますから、立ち上げのところから始まりましてそれが一定の事業者にだんだん固まっていくということはある話だろうというふうに思います。

理解をいただきたいというふうに思います。

○緒方靖夫君　ですから、こういう実態を見たときに理解できないわけです。実際に法案の規定に反したこと、「等」の中には例外が含まれるというふうに言われれば別ですが、そういう実態が既にあるということは重大な点だということを指摘し

それから次に、五月に関西経済連合会が出した「大阪湾ペイエリア開発整備促進のための制度・手法に関する意見」というものがあります。一方でペイエリア開発破壊を宣言しながら、見直し案

先ほど、三セクで失敗したものをPFIでということについてはそれは違うと言われたけれども、この大阪の例だってそういうことなんです。三セクでうまくいかない、それを今度はこういうことを要求してやっている。そういう点で言う

○衆議院議員(平田米男君)　まず、PFIと第三セクターの違いは、民間がやるべきことを第三セクターをつくって官と民で共同してやったということでごさいます。PFIというのは、本来、官がやるべきことを民間の経営能力あるいは技術能力等、あるいは資金、こういうものを活用してやるうというものでございまして、基本的にまず考え方が違うということをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

重要なのではないかというふうには思います。

その点が十全まだ意識改革ができていないよという御指摘だったならば、それは意識改革がない人は意識改革をしていただきたいと私は強く訴えたいというふうに思います。

○緒方靖夫君 そういう建前はあるようですね、今言われるけれども、しかし、私は、そういう企業、リスクは制限される、収益面は保証されるというのを述べ、あるいはまた関西経済連合会が述べているようなこういう要求が出てくるというところに企業のモラルハザード、これがあらわれているというふうに思います。

もう一つ重要な問題として私が述べておきたいのは、二十条の第一項、担保不動産の活用等として、金融機関、ゼネコンがPFI事業向けに担保不動産を売却して損失が生じた場合、その損失分を資産として計上して十年を最長として繰り延べ償却ができる、こういう十年以内の分割償却という特例を設けている、この点が一つ大きな問題だと思えます。

まず、私は大蔵省の方にお聞きしたいんですけども、企業会計の一般的な原則、これはその期に生じた損金は一括して償却しなければならぬ、そのようになっていると思えますけれども、いかがですか。

○政府委員(福田達彦) 企業会計原則によれば、すべての費用及び収益はその発生した事業年度において計上しなければならぬこととされております。いわゆる発生主義でございます。

しかし、企業会計原則の注釈の十五におきましては、天災等により固定資産又は企業の営業活動に必須の資産の上に生じた損失が、その期の純利益等から当期の処分予定額を控除した金額をもって負担しえない程度に巨額であつて特に法令をもつて認められた場合には、貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理することができるとされております。例外的に災害等による損失の繰り延べが認められているところでございます。

○緒方靖夫君 今、答弁がありましたように、企業会計原則の注釈、これには今言われたような例

外がある。そうすると、このPFIというのは十年間分割償却を認めることになっている。

PFIというのは、天災なんですか。

○衆議院議員(平田米男君) 天災なんですかという御質問に対しては答えする必要はないかとは思いますが、担保不動産の流動化という規定になっておるわけでございますが、PFIを行うことによって簿価よりも随分低額で土地を提供してもらうというような事例が出てくるだろう、そのときにPFIに協力してもらうインセンティブを与えようということとこの二十条の規定を設けたということでございます。

そういう観点から御理解をいただければ、要するに法令上の根拠を持てば、今、福田審議官が説明したようにできるわけでございまして、何ら問題は無いのではないかとこのように思っております。

○緒方靖夫君 何ら問題がないというのは大変重大な答弁だと思えます。だって、この注釈を見たつて、天災のときには特例を認める、これは当たり前ですね。しかし、企業会計原則、これに反するんじゃないですか。これも、今インセンティブを与えると言われましてけれども、企業甘やかしなんです。例えば、簿価百億円の土地の時価十億円で売却した、そのために九十億円の損失が生じた。ところが、その損失金は十年以内に処理すればいい、そういうことになるでしょう。これは重大だと思いませんか。こういう条文が乱用されたら大変なことになる。

私は、最後に大臣にお聞きしたいんですけども、こういう特例措置、これが不良債権処理のために使われる、この法案に書かれているわけだからそういうことは当然生まれるでしょう。そうすると、このPFIというのはほとんどない方向に行くと、そういう可能性を秘めているんじゃないか。しかも、企業会計原則に反する。今、大蔵省から答弁があったとおりです。天災がただ一つの例外とされている。それなのに何でPFIがこういう形で例外を設けるのか、おかしいと思

ます。

大臣、この点いかがですか。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 平田委員長がお答えになったことそのものと私は思うのでございませう。もちろん法律でそういうことが決められればそれにのっとってやればいい話でございます。自然災害の答弁の範疇ではない、自然災害ではないではないかということでございますが、それは自然災害であるとは思いません。

ですから、なぜそういうことをやったかという、PFIをやったりスムーズに第一歩を進めさせるために、ある意味においては導いていく道筋をつくる一つとして十年間で分割償却をしてよいということになっているんだろと思えます。そして、今や土地の価格が大変低下しておるわけでございますから、そういうようなことで繰り延べ償却がなければ土地の流動化が進捗しないということがあるわけですね。そして、PFIの事業を行うというのは、何といひしても不動産が必要なものでございますから、そういうようなこととそういう特例の援助措置を講じた、そういうふうには私は理解をいたしております。

○委員長(松谷重一郎君) 緒方靖夫君、時間で

○緒方靖夫君 企業にインセンティブを与える、あるいは企業対策、そういう景気対策のためという土地の流動化ということを言われました。ですから、私はそういう点で大変ある意味では正直な話かと思えます。しかし、これがやはり企業のモラルハザードになり、また同時に国民の税金、これに大きな負担がかかってくる。このことを指摘して、私の質問を終わります。

○大淵綱子君 同僚議員からこの法案が議員立法として出された経緯についてお聞きがありましたので、私は同じことを大臣にまずお聞きをした

い。これは通告してあったかどうか分かりませんが、これも、大臣、この法律が閣法として出されなかったという理由に、各省庁大変たくさんあつた

議員立法がふさわしいという御答弁があったわけですが、議員立法が成立をする前から経済企画庁あるいは通産省、建設省、運輸省、厚生省などにおきましてこのPFIを活用するための予算措置が既に十一年度に盛り込まれております。そういったしますと、成立するのが当然の中で予算措置が組まれている。これは政府におかれても期待をしておる、待つておる法律というふうな思

うわけでございませうけれども、私はこの法律がなぜ議員立法なのかということと、今まで政府が推進をしてきた民活の事業そのものに対する反省といひますか、そこがきちんと出されなければならぬと思っております。

閣法にできなかったのは、もし閣法で出したならば今まで行ってきた第三セクター方式などによる民間活力を引き出していく方向というものが必要でも成功しなかった、その反省点をきちんと述べなければならぬ、そういう事情があるということが議員立法にゆだねざるを得なかったということに結びつくのではないかと思いますけれども、大臣、その観点はどうかと思ひます。どうか。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 私の答弁の前に、ちょっと小杉先生どうぞ。

○衆議院議員(小杉隆君) 私は、議員立法というのは最近ふえてきていると思ひます。例えば、中心市街地の問題、あるいは田園住宅構想などです。

よく言われるように、それぞれの省庁がそれぞれ守備範囲を持つてやっていますので、やはりそれを統合するような法律をつくるのはまさに議員立法がふさわしいのではないかとこのことで、我々がこうしたい計画を発表して以来、政府部内でも今名前を挙げられた各省庁が積極的に取り組んでいただまして、その前段階の例えは住民へのPRのためのいろいろな催しをやつたりそういういた予算措置をされた、こういうふうな考えをもちまして、私はむしろ今後こういう非常に横断的な法律については議員立法でやっていくということ

○国務大臣(関谷勝嗣君) このPFIの性格とい
いましょうか内容、それから考えますと私は議員
立法のやり方の方がいいのではないかなというふ
うに思います。

これは閣法でやりますとどうしても、地方分権
関連の法案のときにもよく言われましたけれど
も、法定委任事務を外すといつても今度はまた法
定事項も出てきておるじゃないか、例えば建設大
臣の最終的には直接執行もできないじゃないか、こ
れは完全に民間移動ではないかというような御意
見もございました。そういう感覚でいきますと、
これは閣法で進めていくというよりはむしろこの
国の指導、国の関与というものが議員立法よりも
強く関連する内容にならざるを得ないのではな
いかなという感じが私はいたします。

それと、土井たか子先生が衆議院議長をされて
おりますときにあの方がしつこくおっしゃって
たのは、議員は何をしておるか、閣法じゃなくし
て議員立法でやるのが議員の役目ではないかとい
うことをおっしゃってございましたことを何かの参
考に申させていただきます。

○大淵綱子君 議員立法を積極的につくるという
ことは大賛成でございます、皆さんの御努力は
大変買うわけでございます、議員立法でなければ
出せない状況。

さつき緒方先生が指摘しましたけれども、私も
第二十条などは、今までの税制法上からいきます
とこれは閣法では出せないですね。閣法で出し
てくる場合、大蔵省との折衝はきちんとやらなけ
ればなりませんし、法律に違反をする、違反とま
では言わないけれども、そこを大幅に変えざる
を得ない中身を堂々と書き込まなければならな
いわけですから、これは閣法では出せない。
議員立法といいますが、土井たか子氏が言
うのはこういう議員立法ではないんです。もう少
し本間に国民生活の向上に密接にかかわってくる
議員立法を議員がみずから立法すべきであるとい
うのが我が党首の考え方でございまして、大臣ち
よつと違うかなと思ひながら。

それでは、この法案の題名が民間資金等の活用
による公共施設等の整備等の促進に関する法律案
というふうになっておりますけれども、この法案
の名前と第一条の目的のところから少し整合性を欠
いておるのではないかとこのように思ふんです。
目的のところは「措置を講ずること」というところ
が第一に挙がっている。何かこの目的のところ
に欠如しているものがあるのではないですか。

この法案全体を見ますと、公による支援とい
うのがこの法案の中身なんです。ところが、目的の
中には、民間の「能力を活用した公共施設の建設
維持管理及び運営の促進を図るための措置を講ず
ること等により」となっております。そうします
と、この民間資金の活用による公共施設の整備と
いうのとちよつと違う。公的な資金を利用して民
間をどう育てるかという法律の中身になってい
ないかと思うのですけれども、どうでしょう
か。

○衆議院議員(小杉隆君) 従来は本来的に公共事
業は公共部門がやる、国なり地方自治体がある、
こういうことが行われてきたんですが、今回はや
はり財政の状況あるいは民間がもっと積極的に公
共事業にも関与できるということからこういう法
律をつくったわけであります、とにかく本来は
公共がやるべきことを民間にも参画できる道を開
くというのが趣旨でございます。

○大淵綱子君 法律の中身全体が、民間資金等の
活用による公共施設等の整備というふうな題はな
つていますけれども、法案の中身はそうなってい
ないのではないかとこのように思ふんです。そこ
が私は今回指摘をしたいと思います。

それはなぜかといいますと、この法案全体を通
じてどう民間を補助していくかというこの法律
立てになっております。

第三条には収益性ということをまず第一にうた
っていますし、住民サービスの向上もうたわれて
いますけれども、企業の収益性を確保するとい
うことが基本理念のところでもうたわれていま
す。それと同時に、第十一条から二十条まで、十

一条は国の債務の負担について明確に規定してお
りますし、十二条ではさらに国有財産の無償使用
について条文が立てられております。その上に、
無利子貸付制度の創設が十三条でうたわれていま
す。十四条では資金の確保及び地方債についての
配慮がうたわれておりますし、十五条は土地の取
得等に対する配慮、それから十六条には支援等に
ついて書かれております。さらに、十七条では現行
法の規制緩和がうたわれており、十八条では国や
地方自治体による民間企業への協力が明快にうた
い込まれておりますし、十九条では啓発活動等及
び技術的援助等がうたわれており、二十条は破綻
をした救済措置まで入っているという、こういう
状況でございます。

本来、イギリスが発祥と言われるPFI制度と
は似て非なるものがこの制度になっておるのでは
ないか。我が党も賛成してはいるので余り厳しく
は言いませんけれども、こういう状況になってお
りまして、この法律の条文立てを見る限りにおい
て、民間企業をどう公によって支えて、その脱却
をさせていくかという法律に読めてしょうがない
のですけれども、この点についてお願いします。

○衆議院議員(平田米男君) 先ほどから申し上げ
ておりますように、これは民間がやる場合は当然
収益は考えなければならぬわけでありまして、
収益プラスコストがトータルの金額として出てき
たときに、官がやった方がもっと安くできるんだ
とやら官がやらなあかんのです。官がやっている
とちよつとコストがかかる、そういうものはPFI
でやつてもらうという、これが大原則なわけで
す。

もう一つは、ではそのときのコストをどう考え
るかというときに、これはイコールフッティング
といまして、官がやるときにいるような補助金あ
るいは資金援助、そういうものがあるわけござ
いまして、それと同じ条件で民間がやるというこ
とが前提になければ、当然官のコストと民間がや
るときのコストというのが公平に計算できないわ
けでございます。したがって、何か条文を見

ると、民間事業者に対する支援の規定ばかりじゃ
ないかという御指摘があるわけでございしますが、
これはイコールフッティングというのが前提にあ
るわけであります。

だから、官がやるよりも以上に民を支援して民に
やらせるということだったなら、これは客観的な評
価ができないということになるわけでありまし
て、これはこの精神をきちつと踏まえた上で法の
運用をしなければならぬわけでございまして、
役所がこれを外したら、あるいは自治体これを
外したらこれはPFIの精神に反しますと、こう
いうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○大淵綱子君 提案者の皆さん方の高い理想と日
本の経済をどう導いていこうという趣旨は私はわ
かっているつもりなんです。ところが、実体とし
ては今までの日本は大変安定した政治を行ってき
たと思ひます、経済成長がそれなりにあったと思
いますから。公共事業の分野はできるだけ官によ
って安定した運営が行われ、住民の生活に密着を
した水道や下水道やごみ処理の問題や道路や本
に住民生活に欠くことのできない部分は公共事業
として位置づけて、税金の中から事業を行って国
民生活の安定に資するというのが今までの日本の
政治のあり方であったと思ひます。

私は、富の再分配、税金の使い方としてはそう
いう公共投資をしていくことが行政のあり方とし
て理想だと思ひます。これからは、住民サービス
の低下にならないように公の事業としてやってい
く必要が十分にあると思ひます。その大事な部分
までも、水やあるいは下水道の処理やごみ処理と
いうような暮らしに直結する部分まで民に委託
して官が手を抜いていくことが本間に住民サービ
スの低下につながるのだからかという懸念が
あります。

例えば、民が経営をされる場合に、水道の事業
をやるといいます。ところが、水道事業をやつ
てみたけれども水不足が深刻になり、さらに新し
い水源を求めなければならぬような事態が起こ
ったときに、その水源を求めるための費用がかか

る。そうすると、供給する水道にさらに料金の負担をかけていかなければならない。国民は水道料の値上げというところに遭遇するわけですね。これを官でやっている場合は、その負担が多くなつた場合でも税金が投入をされてということが当然行われて、生活を直撃するような料金改定ということにはなっていないんですけれども、これを民がやっていると、ありとあらゆるものに今度民間が全部これに参加をしていくという状況になつてくると、私たちはふだん行われている生活の中にそうした問題が持ち込まれてくるのではないかと心配をするわけですが、この心配に対して提案者はどのようにお答えになりますでしょうか。

○衆議院議員(佐田玄一郎君) 条文を見ますと、確かにそういう御心配があるかと思ひますけれども、基本的にこのPFIの場合は、民間の資金であるとかノウハウを利用して、先ほど来からお話がありましたようにペイをするということが原則であります。そしてまたなおかつ、今委員から大変御心配がありましたけれども、例えば砂防事業であるとか河川であるとか、やっぱり人命にかかわるようなことにつきましては非常に難しい部分があることは我々もよく理解をしております。そういう中において、また公共的な料金がアップする、こういう御懸念のあるものにつきましてはできるだけ我々も配慮していきたい。

あくまでも申し上げたいのは、これは要するに民間の資金であるとかいろいろな経営のノウハウであるとか技術力であるとか、こういうことが活用できるものについてPFIを試行錯誤してやっていきたい、そして財政を減らしていきたい、こういうことが趣旨でありますので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

○大淵綱子君 そのPFI制度がきちんと働いてくればそういういい方向も出てくるのかもしれないけれども、私は日本のこの政治土壌においてそういうことが本当に円滑にやっているとけるかどうかというのは非常に心配をしています。それはよ

い習慣だと思ひますけれども、先ほど言いましたように日本の行政のあり方というのは官主導で行われてきたところが多く、国民もそれに寄りかかるといふ安心した暮らしをしてきたという経過がありますので、そこが一気に開かれていくということに少し心配をするということになるわけですね。

あともう一点ですが、第五条の二項六号で、「事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項」というところが盛り込まれましたけれども、これはどうして盛り込まれたのでしょうか。

○衆議院議員(小杉隆君) これは先ほどから申し上げているように、第三セクターの失敗の例を検証してみますと、責任分担、リスク分担が必ずしも明確ではなかった。こういう点から、この第五条におきまして特にこうした条文を設けて、そういうことがないように、そういう趣旨から設けたわけでございます。

○大淵綱子君 その中身はどういうことでしょうか。例えば何々というところで挙げていただきたいと思ひます、三、四ぐらい。

○衆議院議員(小杉隆君) これは法律の形としては、まず総理大臣が基本方針をPFI委員会と協議して決める、そして今度それに基づいて実施方針なり実施計画というものがつくられるわけで、その第五条に言っているのは、実施方針にはこういう項目を盛り込みなさい、こういうことになっているわけですね。

ですから、一応基本的な部分は基本方針の中で打ち出しまして、それに基づいて具体的な実施方針を決める際に、こういうこともきちっと明確化して盛り込むように、こういう趣旨でございます。

○大淵綱子君 具体的な中身について、例えばどういうことか。破綻をしたときにはどういう処理の仕方をするのかというように、どういふふうな考えておられるかということなんです。

○衆議院議員(小杉隆君) それは、実際に実施方

針を決める際に、それぞれ官側と民間側で具体的な中身を詰めていくわけですから、今ここでわかに具体的にこうだということはいえませんが、例えば天災地変が起こった場合にそのリスクを全部民間に押しつけるというわけにはまいりません。こういう場合には官が責任を負う。しかし、それ以外の例えば収益の予測とか経営上の予測が非常に間違っていたというような場合には民間がリスクを負うということ、このような取り決めに基づいて、万が一事業継続が困難になった場合には、ではどちらが責任をとるのか、そういうことを事前に明確に実施方針の中に盛り込むべきだ、こういう趣旨でございますので、具体的な中身をもっと詳しく述べると言ひましてもそれは個々のケースによつて違ひますので、今は大体大まかに言つて、どうしても不可抗力で民間がリスクを負ひかねるものは官が負う、そうでない部分は民間に大きな責任とリスクを分担してもらふ、こういう趣旨でございます。

○大淵綱子君 そうすると、やっぱりPFIとは違ひますよね。民間が主体性を持ってやる事業なんですよ、リスクも当然民間が責任を負わなければならぬんじゃないですか、最終的には。破綻したときには官が負うということになつてくると、第三セクター方式の失敗とまた重なつてくるのかという心配があります、このところの条項はとにかく契約のときに、細部にわたつて業者と官との間で本当に細かい契約が必要だといふふうに思ひますので、ここはぜひお願いしておきたいと思ひます。

それから、衆議院の附帯決議の五項に、「本法の主務部局は内閣総理大臣官房内政審議室とし、本法の施行事務を遂行する職員は建設省及び国土庁の職員をもつて充てること」とわざわざ一項目盛つてあるんですけれども、これはどうしてでしょうか、御説明いただかせませんか。

○衆議院議員(佐田玄一郎君) どうしてかと言われますと、これは全体的にわたるものですから、基本的には総理大臣が例えば特定事業であるとか

選定事業の仕方であるとか、そういうことはやりますけれども、あくまでもこれは全体ということでは国土庁または経企庁、こういう省庁で担当をしてあらゆるものを網羅していこうというところで、そんなに他意はございませんので、よろしくお願ひします。

○大淵綱子君 終わります。

○委員長(松谷重一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、上野公成君が委員を辞任され、その補欠として森山裕君が選任されました。

○奥村展三君 もう既に各同僚の先生方から幾つもの重なる質問がなされておりますので、できるだけ簡単にお伺ひをしていきたいと思ひます。

私はこのPFI、今は連立が自公になりつつありますが、自公のときには小杉先生と一緒に勉強させていただいて、これはいいことだと絶賛をしながら御指導いただいたわけでありました。基本的にはぜひ賛成をさせていただきたいと思ひます。

今日、国も地方もいろいろ財政赤字で大変なときであります。これを憂へているわけでありま

す。こうした中で、従来の公共事業のあり方、これは当然見直していかなければならない、行け行けどんどん方式の時代はもう終わったんだ、こういうこともやはり国民の皆さんにも理解をいただき、そしてまた官から民へというお話もありましたが、そういう流れで進めていかなければならぬ。官主導ということも基本的には大事でありますけれども、ここでPFIのように民間のアイデアやノウハウをしっかりと受けとめて、それでいろんな事業をやつていただく、そこには大きなメリットが出てくると私は思ひます。ですから、ぜひこれを実現していただき、これからの二十一世紀の日本の公共事業あるいはいろんな事業のあるべき姿をしっかりと方向づけていただきたいと思ひます。

第三に、担保不動産の活用を名目に、実際にはゼネコンなどが抱える不良資産、債権処理のための事業が公共の法的権限を使って推進され、それ

に伴う規制の緩和や撤廃が推し進められる危険があるからです。

以上、本法案は、国や自治体が深刻な財政危機に陥る中、その最大の要因となった大型公共事業を維持拡大できるように、事業は民間任せ、リスクは公共が請け負うという大企業本位の支援策にほかなりません。

我が党は、むだと浪費の大型開発ではなく、国民が要望する公共事業を進めることを強く要求し、本案に対する反対討論といたします。

○委員長(松谷重一郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(松谷重一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小川君から発言を求められておりますので、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私、ただいま可決されました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、PFIに対する国民の理解を深め、また、民間事業者による発案や創意工夫を促すため、PFIの仕組みや理念等についてインターネット等多様な媒体を利用した情報提供

に努めるとともに、民間事業者や出資者等による事業参加や投資の判断のため、具体的な事業の内容や官民の役割・責任・リスクの分担、安全性の確保等民間事業者が遵守すべき事項等について十分な情報開示に努めること。

二、特定事業の選定に当たっては、その費用や便益について通常の事業方式とPFI方式の比較を行うこと等を通じて、資金の効率的使用を実現するよう基本方針に定めること。また、客観的な比較を行うため、通常の事業方式とPFI方式の比較に関するガイドラインを策定するとともに、よりの確な評価方法の開発に努めること。

三、PFI事業の効率性を確認し、問題点の分析及び改善を行うため、事業実施後において事業の経済性、効率性、有効性等に関する評価を実施し、公表すること。

四、PFIが複雑な契約手続を要することに鑑み、PFI契約に関するガイドラインやマニュアル等を策定すること。また、地方公共団体によるPFIの導入を支援するため、情報提供、研修及び相談窓口等の体制整備に努めること。

五、民間資金等活用事業推進委員会の委員の任命に当たっては、民間主導の考えの下、民間人(公務員としての長期の経歴を有する者を除く)又は学者を中心として選出すること。

六、PFI事業により整備される公共施設等について、その公共性と整備促進の必要性を踏まえた上で、税制上の措置が講じられるよう特段に配慮すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松谷重一郎君) ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(松谷重一郎君) 多数と認めます。よって、小川君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、関谷国土庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。関谷国土庁長官。

○国務大臣(関谷勝嗣君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(松谷重一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(松谷重一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

七月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願(第四〇七七号)

第四〇七七号 平成十一年六月二十九日受理

不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 三重県津市船頭町津興三、三八

一 建部喜久雄 外七百四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

七月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、ダイオキシンの対策法の制定に関する請願

(第四二二〇号)

第四二二〇号 平成十一年七月六日受理

ダイオキシン対策法の制定に関する請願

請願者 東京都国分寺市西恋ヶ窪四ノ七ノ

一六 齊藤忠利 外四名

紹介議員 清水 澄子君

我が国のダイオキシン汚染は対策の遅れとその不十分さにより極めて深刻である。一方、世界保健機関(WHO)はダイオキシン類の耐容一日摂取量(TDI)を、四ピコグラム/kg/日に改定している。現在、国会でTDIの設定を含めたダイオキシン対策立法化の動きがあるが、TDIはあくまでダイオキシン類の毒性によって決定されるべきであり、実現の困難性を考慮し緩い値に改定してしまうと、汚染と摂取量を安全なレベルへ早急に低減することは望めなくなる。根本的なダイオキシン対策の転換と厳しい規制を打ち出す必要がある。

ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、ダイオキシンの環境ホルモン作用、日本のダイオキシン対策の遅れを考慮し、次の項目を含むダイオキシン対策法を制定すること。

1 ダイオキシンの毒性評価に基づき、耐容一日摂取量(TDI)を一日当たり体重一キログラム当たり、一ピコグラムに設定すること。

2 食品に基準を設定すること。

3 大気、水質及び土壌に関し、ダイオキシンの環境基準を設定すること。

4 すべてのダイオキシン発生源を規制対象とし、排ガス、集塵灰・焼却灰、排水、汚泥などの排出を厳しく規制すること。

5 焼却施設の解体・改修の処理基準をつくること。

6 地域及び発生施設に対し、ダイオキシンの総量規制を実施すること。

7 ダイオキシン対策を、ごみ処理の広域化、炉の大型化、RDF、ガス化溶融などに頼るのではなく、ごみ発生量の削減、脱焼却、脱塩

ビ・脱塩素を目指す基本施策を採用すること。

七月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(衆)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

二 庁舎、宿舍等の公用施設

三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設

五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をい。国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理

事業その他の市街地開発事業を含む。)であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 公共施設等の管理者である大臣又は特定事業を所管する大臣

二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長

三 公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。)

4 この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

(基本理念)

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点から踏まえつつ、当該事業により生ずる収益等をもつてこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

(基本方針)

第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、

特定事業の実施に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項(地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の促進のために必要な事項に係るものを定めるものとする)。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他の特定事業の選定に関する基本的な事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

一 特定事業の選定については、公共性を確保しつつ事業に要する費用の縮減等資金の効率的使用を図るとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。

二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。

三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めるものとする。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 特定事業の選定に関する事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五 第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

八 その他特定事業の実施に関し必要な事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

(特定事業の選定)

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた

公共施設等の整備等を行うことができる。

(客観的な評価)

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表しなければならない。

(地方公共団体の議会の議決)

第九条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(選定事業の実施)

第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者(当該施設の管理者である場合を含む。)が策定した事業計画に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

(国の債務負担)

第十一条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

(国有財産の無償使用等)

第十二条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

(無利子貸付け)

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

(資金の確保等及び地方債についての配慮)

第十四条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあつせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

(土地の取得等についての配慮)

第十五条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法(昭和二十六年法律第二百九十九号)に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

(支援等)

第十六条 第十二条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

(規制緩和)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

(協力)

第十八条 国、地方公共団体及び民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

(啓発活動等及び技術的援助等)

第十九条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をすることと

技術的援助等について必要な配慮をすることと特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であつて当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。

2 前項の規定の適用がある場合における商法の場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第二百九十条第一項第四号及び第二百九十三条ノ五第三項第三号中「第二百八十六条ノ二及第二百八十六

条ノ三」とあるのは、「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三並ニ民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項」とする。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第二十一条 総理府に、民間資金等活用事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けて了つた措置について、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の組織)

第二十二条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、特定事業を実施する民間事業者の選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に改め、「緑化施設」を削り、同項に次の一号を加える。

四 緑化施設

第十七条第一号中並びに同項第二号及び第三号に掲げる施設を削る。

(日本開発銀行法の一部改正)

第五条 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項及び第二十二項を次のように改める。

21 日本開発銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選

定事業者に対し、第十八条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

22 国は、前項の規定により日本開発銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、日本開発銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ、

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第六条 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選定事業者

に対し、第十九条の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。

12 国は、前項の規定により公庫が行う無利子に貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ、

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第七条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の五の次に次の一号を加える。

第五条の六 公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条第一項第一号の規

定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、前項の規定により公庫が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ、

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第八条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第一号」の下に「又は第三項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項第一号若しくは第四号」を、「第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「が第一項各号」の下に、「第二項各号」を、「場合によっては」の下に、「第四条第二項中「前項第二号」とあるのは「前項第二号及び附則第十四条第三項第一号」とを加え、「その他の業務」とあるのは、「附則第十四条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、その他の業務」を「第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に係る経理」と、同条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、同条第九項中「第四条第一項第二号」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号」に、「及び附則第十四条第二項各号」を、「並びに附則第十四条第二項各号及び第三項第一号」に、「及び第二項各号」を、「第二項各

号及び第三項各号」に、「並びに第二項第一号、第三号及び第四号」を、「第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項第一号から第四号まで」に、「附則第十四条第四項」を「附則第十四条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一号を加える。

3 機構は、第四条第一項各号に掲げる業務、第十四条の八第一項の業務並びに第一項各号及び前項各号に掲げる業務のほか、建設大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第四項の選定事業のうち次号から第四号までに規定するものを施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てるための長期かつ低利又は無利子の資金の融通を行うこと。

二 第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するものうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

三 土地区画整理法による土地区画整理事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）として行われる前号に規定する公共の用に供する施設で都市計画において定められたものの整備に関する事業のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業とし

て行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域以外の区域において行われる第二号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事業(第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業を除く。)で都市機能の維持及び増進に寄与するものうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附則第十五条の見出し中「又は第二項第一号若しくは第四号」を、「第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号まで」に改め、同条第一項及び第二項中「及び第五項」を、「第四項及び第六項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第四項及び第六項並びに前二項の規定によるもののほか、前条第三項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものの全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることがで

きる。

附則第十六条第四項中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。
附則第十七条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第九条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第三号)第十三条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第十条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項に次の一号を加える。

九 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第五号に規定するものに係る貸付け

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第三号)第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

うに改正する。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とし、附則第七項中「附則第四項」を「附則第五項」に、「第三項及び第五項」を「から第四項まで及び第六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

四 国は、民間都市機構に対し、民間都市開発法附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に要する資金の全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

(都市開発資金金融通特別会計法の一部改正)

第十二条 都市開発資金金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第五項」を「第六項」に改め、附則に次の一項を加える。

六 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第十三条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び水資源開発公社が施行するもの」を、「水資源開発公社が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第三号)第十三条の規定による無利子の貸付けに係るもの」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第十四条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項に次の一号を加える。

五 法第二条第二項各号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第三号)第十三条の規定による無利子の貸付け

六 法第二条第二項各号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金の償還金

五 法第二条第二項各号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金

七 法第一条第一項中並びに同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金を、同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第十五条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第三条中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項」を、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第三号)第十三条」に改める。

附則第十八項中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項若しくは附則第十五

附則第十八項中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項若しくは附則第十五

条第一項を「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五條第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号第十三条)とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五條第一項若しくは附則第十五條第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号第十三条)に改める。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第十六条 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第一号の二十五の次に二号を加える改正規定のうち同項第一号の二十七中「第十條」を「第十條第一項」に改める。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第十七條 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一條中「第六十五條」を「第六十六條」に改める。

附則第十六條に次の二項を加える。

4 日本政策投資銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第二條第五項の選定事業者に対し、第二十條第一項第一号の規定により同法第十三條に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

5 国は、前項の規定により日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三條に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。)に要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

附則第四十八條中「(昭和六十二年法律第六十二号)」を削る。

附則第六十五條を附則第六十六條とし、附則第五十五條から第六十四條までを一条ずつ繰り下げ、附則第五十四條の次に次の一条を加える。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第五十五條 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「日本開発銀行、北海道東北開発公庫」を「日本政策投資銀行」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千億円の見込みである。

平成十一年七月二十九日印刷

平成十一年七月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K